

秋田市教育委員会
平成25年9月定例会
(資料)

【資料目次】

付議案件

議案第24号 秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する件	
・ 廃止理由	… 1
議案第25号 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する件	
・ 廃止理由	… 2
議案第26号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	
・ 改正理由	… 3
・ 新旧対照表	… 4

協議事項

(1) 平成26年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について	
・ 秋田市教委公告(案)	… 7
(2) 平成26年度秋田市立御所野学院中学校の生徒募集公告について	
・ 秋田市教委公告(案)	… 9

その他

・ 教育委員会関連行事予定（平成25年10月）	… 10
-------------------------	------

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則の廃止

第1 廃止理由

雄和ふるさとセンターの廃止に伴い、この規則を廃止しようとするものである。

※廃止は、平成25年10月1日からとする。

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則の廃止

第1 廃止理由

河辺農林漁業資料館の廃止に伴い、この規則を廃止しようとするものである。

※廃止は、平成25年10月1日からとする。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

雄和ふるさとセンターおよび河辺農林漁業資料館の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 目次関係

規定を整備するもの

2 第8条関係（事務局の分掌事務等）

文化振興室の分掌する事務から、雄和ふるさとセンターおよび河辺農林漁業資料館に関する事務を削除するもの

3 第26条の2関係（雄和ふるさとセンターの分掌事務）

雄和ふるさとセンターの分掌事務に関する規定を削除するもの

4 第26条の3関係（河辺農林漁業資料館の分掌事務）

河辺農林漁業資料館の分掌事務に関する規定を削除するもの

5 第27条関係（職員の職）

館長を置く機関から河辺農林漁業資料館を、所長を置く機関から雄和ふるさとセンターをそれぞれ削除するもの

6 附則関係

施行は、平成25年10月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 事務局（第5条―第8条） 第3章 教育機関（第9条―<u>第26条</u>） 第4章 職制（第27条・第27条の2） 第5章 補則（第28条・第29条） 附則 第1条～第7条 （略） （事務局の分掌事務等） 第8条 （略） 2 （略） 3 文化振興室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 （1）文化振興の総合企画および調査研究に関すること。 （2）芸術・学術文化活動の育成に関すること。 （3）文化施設の設置および廃止に関すること。 （4）文化振興基金の管理に関すること。 （5）文化財の調査・保護管理に関すること。 （6）文化振興審議会に関すること。 （7）文化財保護審議会に関すること。 （8）秋田城跡調査事務所に関すること。 <u>（9）</u> 野外音楽堂に関すること。 <u>（10）</u> 千秋美術館、赤れんが郷土館（分館含む。）、佐竹史料館、文化会館との連絡調整に関すること。 <u>（11）</u> 室の予算経理に関すること。 4 および5 （略） 第3章 第9条～26条 （略）	目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 事務局（第5条―第8条） 第3章 教育機関（第9条―<u>第26条の3</u>） 第4章 職制（第27条・第27条の2） 第5章 補則（第28条・第29条） 附則 第1条～第7条 （略） （事務局の分掌事務等） 第8条 （略） 2 （略） 3 文化振興室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 （1）文化振興の総合企画および調査研究に関すること。 （2）芸術・学術文化活動の育成に関すること。 （3）文化施設の設置および廃止に関すること。 （4）文化振興基金の管理に関すること。 （5）文化財の調査・保護管理に関すること。 （6）文化振興審議会に関すること。 （7）文化財保護審議会に関すること。 （8）秋田城跡調査事務所に関すること。 <u>（9）雄和ふるさとセンターに関すること。</u> <u>（10）河辺農林漁業資料館に関すること。</u> <u>（11）</u> 野外音楽堂に関すること。 <u>（12）</u> 千秋美術館、赤れんが郷土館（分館含む。）、佐竹史料館、文化会館との連絡調整に関すること。 <u>（13）</u> 室の予算経理に関すること。 4 および5 （略） 第3章 第9条～26条 （略）

第 4 章 職制 (職員の職) 第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。 <table> <tr> <th>番号</th><th>左欄</th><th>中欄</th><th>右欄</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>上司の命を受けて、</td></tr> <tr> <td>3</td><td>館長</td><td>自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館</td><td>所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>所長</td><td>学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター</td><td></td></tr> </table>				番号	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、	3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館	所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。	4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
番号	左欄	中欄	右欄																
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、																
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館	所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。																
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター																	
(雄和ふるさとセンターの分掌事務) 第26条の2 秋田市雄和ふるさとセンター条例 (平成16年秋田市条例第115号)の規定による雄和ふるさとセンター(以下「ふるさとセンター」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 資料の収集、保存および展示に関すること。 (2) 文化財の調査および研究に関すること。 (3) ふるさとセンターの使用に関すること。 (河辺農林漁業資料館の分掌事務) 第26条の3 秋田市河辺農林漁業資料館条例 (平成16年秋田市条例第116号)の規定による河辺農林漁業資料館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 資料の収集、保存および展示に関すること。 (2) 文化財の調査および研究に関すること。 第 4 章 職制 (職員の職) 第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。 <table> <tr> <th>番号</th><th>左欄</th><th>中欄</th><th>右欄</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>上司の命を受けて、</td></tr> <tr> <td>3</td><td>館長</td><td>自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館 河辺農林漁業資料館</td><td>所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>所長</td><td>学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター</td><td></td></tr> </table>				番号	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、	3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館 河辺農林漁業資料館	所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。	4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
番号	左欄	中欄	右欄																
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、																
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館 河辺農林漁業資料館	所管事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。																
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター																	

		秋田城跡調査事務所 勤労青少年ホーム 女性学習センター				秋田城跡調査事務所 勤労青少年ホーム 女性学習センター 雄和ふるさとセンター	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 および 3 (略)				2 および 3 (略)			
以下 (略)				以下 (略)			

秋田市教委公告（案）

平成26年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成25年9月 日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜 平成26年1月14日（火）から1月16日（木）正午まで

イ 一般選抜 平成26年2月12日（水）から2月14日（金）正午まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成26年1月30日（木） 学力検査および面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜 平成26年3月5日（水） 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成26年3月に卒業する見込みの者で、「平成26年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」

で定める「出願の条件」を満たしている者

- (2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成26年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成26年2月6日(木)午後4時

(2) 一般選抜 平成26年3月12日(水)

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成26年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告（案）

平成26年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成25年9月 日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

1 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

平成25年11月12日（火）から平成25年11月15日（金）まで。ただし、郵送の場合は平成25年11月15日（金）までの消印を有効とする。

(2) 提出先

秋田市立御所野学院中学校長とする。

2 出願資格

平成26年3月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内在住又は平成26年4月1日までに在住予定の者

3 募集人員

80名

4 入学予定者選考の実施期日等

(1) 実施期日 平成25年12月7日（土）

(2) 内容 適性検査および面接

5 選考結果の通知

平成25年12月25日（水）

6 その他

入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成26年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

教育委員会関連行事予定

◎ 10月の主な行事

件 名	月 日	曜 日	開始時刻	場 所	内 容	主管課
南部公民館まつり	10月 4日	金	9:00	南部公民館	作品展示 芸能発表 他 10月 6日(日)まで	南部公民館
第10回サンパル秋田まつり	10月 4日	金	10:00	文化会館内	講演会、ステージ発表、作品展示やサークル体験 など 10月 6日(日)まで	中央公民館・女性学習センター・勤労青少年ホーム
開館30周年記念事業 市民文化講座 おはなし会	10月 4日	金	13:30	中央図書館明德館	愛を待つ女 追う女 ～蜻蛉日記 和泉式部日記を読む～	中央図書館明德館
	10月 5日	土	10:30	新屋図書館	幼児から小学生を対象にしたおはなし会	新屋図書館
親子で英語 in フォンデ文庫 Let's enjoy English!	10月 5日	土	11:15	フォンデ文庫	英語による絵本や紙芝居などの読み聞かせ	中央図書館明德館
ギャラリートーク	10月 5日	土	14:00	千秋美術館	企画展 細見美術館名品展」の展示作品について学芸員が解説	千秋美術館
おはなしの会	10月 5日	土	14:30	土崎図書館	紙芝居や絵本の読み聞かせなど 10月 19日、26日 も開催	土崎図書館
秋田城跡東門ふれあいデー	10月 6日	日	10:00	史跡秋田城跡	外郭東門を中心とした歴史公園を会場として、フリーマーケット 野菜即売、野点、児童による踊りと太鼓などのイベントを行う	秋田城跡調査事務所
図書館まつり	10月 6日	日	10:00	土崎図書館	図書リサイクル市やクイズなど	土崎図書館
開館30周年記念事業 市民文化講座 赤ちゃんからの絵本の楽しみ みっけ!	10月 6日	日	14:00	中央図書館明德館	明德館の現代建築 秋田の国指定庭園」	中央図書館明德館
	10月 8日	火	10:30	新屋図書館	0～3歳児を対象にしたおはなし会	新屋図書館
民謡講座	10月 10日	木	14:00	民俗芸能伝承館	おこさ」とは、奮い立たせる」という意味の言葉 作興」を逆さにしたようです。おこさ節」を学ぶ。	民俗芸能伝承館
第9回弥生っこ村まつり	10月 12日	土	10:00	地藏田遺跡 弥生っこ村」	村まつり宮瀬、弥生体験 火おこし、勾玉づくりなど、軽食販売など各種イベントを開催する。	文化振興室
作ってあそぼう工作会	10月 12日	土	11:15	フォンデ文庫	親子で楽しく工作づくり	中央図書館明德館

件 名	月日	曜日	開始時刻	場所	内 容	主管課
古文書解説講座	10月12日	土	13:30	雄和図書館	古文書の解説 10月26日(木)も開催	雄和図書館
おりがみの会	10月12日	土	14:30	土崎図書館	おりがみとおはなし一つつ	土崎図書館
第28回秋田国際ファミリーマラソン大会	10月13日	日	9:30	千秋公園～八橋運動公園 陸上競技場	10km、3.1kmおよびベアマラソン	スポーツ振興課
はすむスポーツ都市 第33回健康のつどい	10月14日	月	9:30	八橋運動公園陸上競技場 ほか	体力テスト、スポーツ体験、フリーマーケットほか	スポーツ振興課
講演会「女と男の装身具」	10月14日	月	14:00	千秋美術館講堂	縄文時代から江戸時代まで男女のおしゃれについて、千秋美術館長が講話	千秋美術館
新屋図書館移転開館15周年記念 写真展 新屋の原風景」	10月16日	水	10:00	新屋図書館	平成10年の開館以前の写真を募集、展示	新屋図書館
新屋図書館移転開館15周年記念 秋のブックフェア	10月16日	水	10:00	新屋図書館	平成10年で、どんな年？」	新屋図書館
赤ちゃんのためのおはなし会○まるっ	10月17日	木	10:00	土崎図書館	乳児とその保護者向けの手遊びや絵本など	土崎図書館
東部公民館ふれあいまつり	10月19日	土	9:00	東部公民館	利用者による作品展示・芸能発表および東部地区幼児・児童・生徒による文化交流ひろばなど	東部公民館
パンダのえいぼん修理屋さん	10月19日	土	10:30	フォンデ文庫	絵本の修理	中央図書館明徳館
おはなしの会	10月19日	土	11:15 14:00	フォンデ文庫	絵本や紙芝居などの読み聞かせ	中央図書館明徳館
せせらぎ映画上映会	10月19日	土	15:00	河辺総合福祉交流セン ター	上映作品 窓谷橋」	生涯学習室
第35回市民文化のつどい・第1回郷土秋 田を考える文化講演会	10月19日	土	17:00	文化会館小ホール	講師に橋本五郎氏 読売新聞特別編集委員をお招きし、どなる秋田 とうする秋田 ～文化が未来を切り開く～」と題し講演会を開催する。	文化振興室
点茶席	10月20日	日	13:30	千秋美術館	企画展 細見美術館名品展」に関わる点茶席を開催 協力 茶道裏千家 安倍宗琴社中	千秋美術館
親子で楽しむわらべうた	10月22日	火	11:00	フォンデ文庫	ボランティアグループによるわらべうた	中央図書館明徳館
北部公民館まつり	10月25日	金	18:30	北部公民館	作品展示、芸能発表、なまはげ太鼓ライブ 恩荷」、油谷コレクション展示など 10月27日(日)まで	北部公民館

件 名	月 日	曜 日	開始時刻	場 所	内 容	主管課
もの作り講座 履きごっこ満点 布ぞうり」を作ってみませんか	10月 25日	金	午前の部 9:30 午後の部 13:30	民俗芸能伝承館	身近にある素材のタオル地を使って 布ぞうり」を制作する体験講座	民俗芸能伝承館
雄和図書館おはなし会	10月 26日	土	11:00	雄和図書館	絵本や紙芝居などを活用したおはなし会	雄和図書館
新屋図書館移転開館 15周年記念 音楽と語り のコンサート	10月 26日	土	13:30	アトリエももさだ	ヴァイオリン演奏と朗読のひとときを楽しんでもらう	新屋図書館
開館 30周年記念事業 市民文化講座	10月 27日	日	10:00	中央図書館明德館	煎茶を愉しむ 狭山流の講話とお茶席」	中央図書館明德館
新屋図書館移転開館 15周年記念 市民文化講座	10月 27日	日	10:30	新屋図書館	大人向け プールバム作り	新屋図書館